

山口県医療施設等設備整備費補助金交付要綱

(通 則)

第1条 この要綱は、山口県医療施設等設備整備費補助金について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）及び山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、へき地医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 補助金の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

(1) へき地診療所設備整備事業

平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業等について」（以下「へき地保健医療対策等実施要綱」という。）に基づき、次に掲げる者が行うへき地診療所（国民健康保険直営診療所を含む。以下同じ。）の設備整備事業

(ア) 市町等（地方独立行政法人及び地方公共団体の組合を含む。以下同じ。） (イ) 日本赤十字社 (ウ) 社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ) 全国厚生農業協同組合連合会 (オ) その他厚生労働大臣が適当と認める者

(2) へき地患者輸送車（艇）整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、次に掲げる者が行う患者輸送車及び患者輸送艇の整備事業

(ア) 市町等 (イ) 日本赤十字社 (ウ) 社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ) 全国厚生農業協同組合連合会

(3) 過疎地域等特定診療所設備整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、市町等が行う過疎地域等特定診療所の医療機器整備事業

(4) へき地巡回診療車整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、次に掲げる者が行う巡回診療車の整備事業

(ア) 市町等 (イ) 日本赤十字社 (ウ) 社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ) 全国厚生農業協同組合連合会

(5) 産科医療機関設備整備事業

平成21年4月1日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」に基づき、次に掲げる者が行う産科医療機関設備整備事業

(ア) 市町等 (イ) 日本赤十字社 (ウ) 社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ) 全国厚生農業協同組合連合会 (オ) その他厚生労働大臣が適当と認める者

(6) 分娩取扱施設設備整備事業

平成21年4月1日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」に基づき、次に掲げる者が行う分娩取扱施設設備整備事業

(ア) 市町等 (イ) 日本赤十字社 (ウ) 社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ) 全国厚生農業協同組合連合会 (オ) その他厚生労働大臣が適当と認める者

(7) 実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業

平成30年3月30日医政発0330第6号厚生労働省医政局長通知「実践的な手術手技向上研修設備整備事業の実施について」に基づき、次に掲げる者が行う実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業

(ア) 市町等 (イ) その他厚生労働大臣が適当と認める者

(8) 在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業

平成31年2月13日医政発0213第10号厚生労働省医政局長通知「在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業の実施について」に基づき、市町、厚生労働大臣の認める者が開設する医療施設が行う在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業

(9) へき地医療の充実のための遠隔医療設備整備事業

平成13年4月26日医政発第484号厚生労働省医政局長通知「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業の実施について」及び「山口県へき地医療の充実のための遠隔医療設備整備事業実施要綱」に基づき、市町等、厚生労働大臣の認める者が開設する医療施設が行う遠隔医療設備整備事業

(10) 遠隔医療設備整備事業

平成13年4月26日医政発第484号厚生労働省医政局長通知「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業の実施について」に基づき、市町等、厚生労働大臣の認める者が開設する医療施設が行う遠隔医療設備整備事業で(9)以外のもの

(11) 新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）

令和6年3月1日医政発0301第2号厚生労働省医政局長通知「新興感染症対応力強化事業の実施について」に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する病院、診療所の開設者が行う新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）

（交付額の算定方法）

第4条 この補助金は、県予算の範囲内で交付するものとし、その交付額は、次の(1)及び(2)により算出された額とする。ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 第3条交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(3) 過疎地域等特定診療所設備整備事業

ア 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(2) 第3条交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(1) へき地診療所設備整備事業

(2) へき地患者輸送車（艇）整備事業

(4) へき地巡回診療車整備事業

(5) 産科医療機関設備整備事業

(6) 分娩取扱施設設備整備事業

(7) 実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業

(8) 在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業

(9) へき地医療の充実のための遠隔医療設備整備事業

(10) 遠隔医療設備整備事業

ア 次の表の第2欄に定める種目について、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(3) 第3条交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(11) 新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）

ア 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 下限額
へき地診療所	医療機器整備費	1か所当たり 16,500千円	へき地診療所として必要な医療機器購入費	1品につき 250,000円
へき地患者輸送車(艇)	患者輸送車	(1) マイクロバスの場合 1台当たり 2,829千円 (2) ワゴン車の場合 1台当たり 1,474千円	患者輸送用マイクロバス、又はワゴン車等の購入費	—
	患者輸送艇	1隻当たり 10,198千円	患者輸送艇購入費	—
過疎地域等特定診療所設備	医療機器整備費	1か所当たり 16,500千円	過疎地域等特定診療所として必要な医療機器購入費	1品につき 50,000円
へき地巡回診療車	巡回診療車	1台当たり 1,426千円	巡回診療用自動車及び診療車に積載する医療機械器具購入費	—
産科医療機関設備	医療機器整備費	1か所当たり 17,035千円	産科医療機関として必要な医療機器購入費	1品につき 100,000円
分娩取扱施設設備	医療機器整備費	1か所当たり 17,035千円	分娩取扱施設として必要な医療機器購入費	1品につき 100,000円
実践的手術手技向上研修実施機関設備	医療機器等整備費	1か所当たり 71,191千円	実践的手術手技向上研修実施機関として必要な医療機器等購入費	—
在宅人工呼吸器使用者非常	簡易自家発電装置等整備費	1台あたり 212千円	停電時に貸し出せる簡易自家発電装置等の購入費	—

用電源整備事業				
へき地医療の充実のための遠隔医療設備整備事業	遠隔医療設備整備費	1組当たり 3,500千円	へき地医療の充実のための遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び付属機器等の購入費	1か所につき 150,000円
遠隔医療設備事業	遠隔医療設備整備費	1か所当たり、次に掲げる額の合計額とする。 1 遠隔病理診断 (1) 支援側医療機関 4,598千円 (2) 依頼側医療機関 14,198千円 2 遠隔画像診断及び助言 (1) 支援側医療機関 16,390千円 (2) 依頼側医療機関 14,855千円 3 オンライン診療装置 8,250千円	遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び付属機器等の購入費	1か所につき 150,000円
新興感染症対応力強化事業 (協定締結医療機関設備整備事業)	病床確保に係る協定締結医療機関	(1) 簡易陰圧装置の場合 1病床当たり 4,320千円 (2) 検査機器(PCR検査装置)の場合 1台当たり 9,350千円 (3) 簡易ベッドの場合 1台当たり 51,400円	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な簡易陰圧装置、検査機器(PCR検査装置)、簡易ベッドの購入費(ただし、新規購入及び増設する場合に限る。)	—
	発熱外来に係る協定締結医療機関	(1) 検査機器(PCR検査装置)の場合 1台当たり 9,350千円 (2) 簡易ベッドの場合 1台当たり	発熱外来に係る協定締結医療機関として必要な検査機器(PCR検査装置)、簡易ベッド、HEPAフィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る。)の購入	—

		51,400円 (3) HEPA フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）の場合 1 か所当たり 905 千円	費（ただし、新規購入及び増設する場合に限る。）	
--	--	---	-------------------------	--

（交付決定の下限）

第4条の2 第3条の事業について、第4条により1品又は1か所につき算出された額が、第4条の表の第5欄に定める下限額に満たない設備については、交付決定を行わないものとする。

（交付申請）

第5条 規則第3条第1項の申請書は、別記第2号様式により、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

2 前項の申請書は、正副2通とする。

（交付の条件）

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 規則第18条第1項第2号において「50万円以上」とあるのは、民間団体にあつては「30万円以上」とする。
- (2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
- (4) 規則第17条の関係書類は、別記第1号様式によらなければならない。ただし、補助事業者が地方公共団体以外の場合はその限りではない。
- (5) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、第6号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了後の翌々年度6月20日までに知事に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (6) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

（補助事業の変更等に係る承認の申請）

第7条 規則第8条第1項の申請書は、別記第2号様式により、当該年度の1月10日までに提出しなければならない。

2 前項の申請書は、正副2通とする。

（軽微な変更の範囲）

第8条 規則第8条第1項ただし書の知事が定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

事業に要する経費の配分の変更の場合は、それぞれの区分の配分額のいずれか低い額の10

%以内の変更

(実績報告)

第9条 規則第11条の実績報告書は、別記第3号様式によらなければならない。

2 前項の実績報告書は、正副2通とする。

3 第1項の実績報告書は、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助金の請求書は、別記第4号様式によるものとする。ただし、概算払いによる補助金の請求書は別記第5号様式によるものとする。

(検査)

第11条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して実地に検査をすることができる。

附 則

この要綱は、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年度の補助金から適用する。